

# 宮城県公報

行  
縣  
課  
書  
葉  
1  
号  
学  
文  
青  
宮  
務  
部  
私  
仙  
市  
8  
番  
1  
宮  
宮  
本  
町  
三  
丁  
目  
8  
2267  
(毎週火、金曜日発行)

規則  
目次

ページ

食品衛生取締条例施行規則（昭和三十年宮城県規則第四十号）の一部を次のように改正する。  
 別表第一第一号1中「加工場は、清潔な」を「食品の加工、処理、保管又は販売のための設備を含む場所（以下「加工場」という。）は、清潔な」に、「他の用途に併用しないこと。また、加工場は、家族、従業者の居室と別棟であるか、接続する部分がガラス戸等でしや断されていること」を「居室と別棟とする、接続する部分をガラス戸等で遮断する等の方法により他の場所と区画してあること」に改め、同号11イ中「ほや又はうにのむき身加工業」を「生食用のほや又はうにのむき身処理加工業」に、「殺菌海水」を「殺菌した海水」に改め、「(2)に規定するものをいう」の下に「。以下同じ」を加え、同号11ロ中「による水道」を「に規定する水道事業及び専用水道」に、同号12中「ふた」を「蓋」に、「しゃ断」を「遮断」に改め、同表第一二号中「ふた」を「蓋」に、「洗浄しやすい」を「洗浄がしやすい」に改める。

別表第二を次のように改める。

## 別表第二

## 営業を行うときの衛生基準

## 1 つけ物加工業、魚介類加工業及び生食用のほや又はうにのむき身処理加工業

## イ 食品取扱施設の衛生管理

- (1) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、衛生上支障のないようにすること。

- (2) 加工場には、不必要的物品等を置かないこと。

- (3) 加工場の内壁、天井、床、排水溝等は、常に清潔に保つこと。

- (4) 加工場内は、採光、照明及び換気を十分に行うこと。

- (5) 加工場の窓及び出入口は、衛生上支障がない場合を除き、常時開放しないこと。

- (6) 排水がよく行われるよう排水溝の清掃及び補修を行うこと。

- (7) 便所は、常に清潔に保ち、定期的に清掃及び消毒をすること。

- (8) 加工場内には、犬、猫等の動物を入れないこと。

- (9) 加工場は、衛生上支障がないと認められる場合を除き、他の用途と併用しないこと。

## ロ 食品取扱設備の衛生管理

- (1) 食品の加工又は処理（以下「加工等」という。）は、洗浄及び消毒が容易な機械又は器具（以下「器具等」という。）を用途に応じて使用すること。

- (2) 器具等、温度計、圧力計、流量計等の計器類及び消毒又は淨水に用いる装置については、その機能を定期的に点検し、必要に応じ補修等を行うこと。  
 ○宮城県規則第八号  
 食品衛生取締条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県知事

村井嘉浩

告示  
訓令甲

○食品衛生法等取扱規程の一部を改正する規程

（食と暮らしの安全推進課）  
四

○平成二十五年宮城県告示第八号（南三陸金華山国定公園の特別地域内の

- 行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例）の一部改正  
 ○県営土地改良事業変更計画の継続  
 ○県営土地改良事業の換地処分  
 ○保安林の指定の解除の予定（二件）  
 ○道路の区域変更

## 教育委員会

## 選挙管理委員会

## ○教育委員会定例会の開催

## ○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十四年分）

規則  
七

○食品衛生取締条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十一日

○宮城県規則第八号  
 食品衛生取締条例施行規則の一部を改正する規則

適正な方法で洗浄し、又は消毒し、所定の衛生的な場所に保管し、管理すること。

- (4) 洗浄剤等、殺虫剤等は、それらの容器へ内容物の名称を表示し、食品及び添加物と区別して管理すること。

- (5) 清掃用具は、必要に応じて洗浄し、及び乾燥させ、衛生上支障のない専用の場所に保管すること。

- (6) 手洗い設備には適當な消毒液等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。

#### ハ ねずみ族、昆虫等対策

- (1) 定期的にねずみ族、昆虫等の発生状況を確認し、発生を認めたときは、直ちに駆除すること。

- (2) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品及び添加物、器具等並びに容器包装を汚染しないよう取り扱うこと。

#### 二 廃棄物及び污水の取扱い

- (1) 廃棄物を保管する容器は、それ以外の容器と明確に区分し、及び污水又は汚臭が漏れないよう清潔に保つこと。

- (2) 廃棄物を保管する容器は、それ以外の容器と明確に区分し、及び污水又は汚臭が漏れないよう清潔に保つこと。

#### ホ 食品等の取扱い

- (1) 原材料として使用する食品又は添加物(以下「原材料」という。)の仕入れに当たつては、品質、鮮度、表示等について点検すること。

- (2) 原材料は、その種類ごとに区分し、及び加工等された食品と区分し、食品間の相互汚染を防止すること。

- (3) 添加物は、正確に計量し、及び適正に使用すること。

- (4) 原材料、半製品及び製品(以下「製品等」という。)は、当該品の特性、消費期限又は賞味期限(以下「消費期限等」という。)、加工の方法、包装形態、生食用や加熱加工用等の使用方法等に応じて冷蔵保存する等、加工等、保管、運搬、販売等の各過程において時

間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。

- (5) 食品の加工等においては、病原微生物その他の微生物及びそれらの毒素を、製品等の特性に応じ、完全に又は安全な量まで死滅又は除去すること。

- (6) その他の取り扱う食品の流通に係る必要な事項に関する記録を作成し、消費期限等に応じた合理的な期間保存すること。

- (7) 製品の出荷及び販売に際しては、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下

「法」という。)に基づく適正な表示がなされていることを点検すること。

- (8) 法第十一条第一項の規定により成分の規格が定められている食品を加工する営業者は、加工した食品が当該規格を満たしているかどうかについて定期的に検査し、その記録を保存すること。この場合において、当該食品が当該規格を満たしていないことが判明したときは、速やかに原因を究明し、及び改善措置を講ずること。

#### ヘ 使用水等の管理

- (1) 水道法に規定する水道事業及び専用水道により供給される水以外の水(加工用に用いる殺菌した海水を除く。)を使用するときは、次に掲げる措置を実施すること。ただし、食品に影響を及ぼさない用途に使用する場合は、この限りでない。

- (イ) 定期的に水質検査を行い、その結果を記録し、保存すること。

- (ロ) 水質検査の結果、飲用に適さないと判断されたときは、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。

- (ハ) 消毒設備又は浄水装置を常に点検し、その結果を記録し、保存すること。

- (2) 殺菌した海水を使用する場合は、次に掲げる措置を実施すること。

- (イ) 定期的に水質検査を行い、その結果を記録し、保存すること。

- (ロ) 水質検査の結果、加工に適さないと判断されたときは、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。

- (ハ) 消毒設備又は浄水装置を常に点検し、その結果を記録し、保存すること。

- (2) 貯水槽を使用するときは、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。

- (3) 食品加工責任者の設置等

- (1) 営業者は、施設又はその部門ごとに当該従事者のうちから食品衛生に関する責任者(以下「食品加工責任者」という。)を定めること。
- (2) 食品加工責任者は、営業者の指示に従い、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努め、衛生管理に当たること。
- (3) 食品加工責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、食品取扱施設及び食品取扱設備の衛生管理の方法その他食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、必要と認めるときは営業者に対し意見を述べること。
- (4) 営業者は、食品加工責任者の意見を尊重すること。

#### チ 自主回収

- 消費者の健康被害が発生し、又はそのおそれがある食品(食品に係る容器包装を含む。)において同じ。)を加工し、又は販売した営業者は、当該食品の迅速かつ適切な自主回

収をするとともに、消費者に対し当該食品に係る情報を提供すること。

(2) 営業者は、食品の自主回収に着手したときは、速やかにその旨を保健所長に報告するこ  
と。ただし、自主回収をする営業者からの指示に基づいて回収を行う場合は、この限りで  
ない。

#### リ 管理運営に関する定め

営業者は、食品取扱施設の管理及び食品等の取扱いその他管理運営に関する手順、方法等  
を定め、従事者に周知徹底させること。

#### 2 従事者の衛生管理の基準

##### イ 従事者の健康管理

(1) 営業者は、従事者を介した食中毒の病因物質の食品への汚染を防止するため、従事者に  
定期的に健康診断を受診させ、従事者の健康状態を把握すること。

(2) 営業者は、保健所長から指示があつたときは、従事者に検便を受けさせること。

(3) 営業者は、従事者が、食品を介して感染するおそれのある疾病にかかり、又はその疾病  
の病原体を保有していることが判明し、若しくはその疾病にかかりていることが疑われる  
ときは、当該従事者にその旨を営業者又は食品加工責任者に報告させ、医師の診断を受け  
させること。

##### ロ 作業時の衛生管理

(1) 営業者は、従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十  
年法律第二百四十四号）第六条第二項、第三項、第四項若しくは第七項に規定する一類感染症、  
二類感染症（結核を除く。）、三類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は  
これらの感染症の同条第十一項に規定する無症状病原体保有者であることを知つたとき  
は、当該従事者がかかる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第十二条第三項各号に掲げる感染症の区分に応  
じ当該各号に定める期間、当該従事者を食品等に直接接觸する作業に従事させないこと。  
(2) 従事者は、爪を短く切り、及びマニキュア等は付けず、並びに作業前及び用便後は、手  
指の洗浄及び消毒をし、作業中も必要に応じて手指の洗浄及び消毒を行うこと。  
(3) 従事者は、衛生的な作業着、帽子等を着用し、加工場内では専用の履物を用いるとともに  
に、装飾品等不要なものを加工場内に持ち込まないこと。  
(4) 従事者は、加工場においては、所定の場所以外で更衣、喫煙、食事等をしないこと。

##### ハ 衛生教育

(1) 営業者は、食品加工責任者に、従事者に対する加工等、保管、運搬、販売等を衛生的に

行うための衛生教育を行わせること。

(2) 営業者は、保健所長から指示があつたときは、従事者に衛生に関する講習を受けさせる  
こと。

#### 二 魚介類の行商

1 営業中は、魚介類を調理し、又は加工してはならない。

2 道路その他の場所で、魚介類を陳列し、又は人を集め販売してはならない。  
3 氷等を用い、常に鮮度の保持に必要な措置をすること。  
4 魚介類の運搬中は、容器の蓋を密閉しておくこと。

様式第一号を次のように改める。

#### 二 魚介類の行商

1 営業中は、魚介類を調理し、又は加工してはならない。

2 道路その他の場所で、魚介類を陳列し、又は人を集め販売してはならない。  
3 氷等を用い、常に鮮度の保持に必要な措置をすること。  
4 魚介類の運搬中は、容器の蓋を密閉しておくこと。

(4)

## 様式第1号（第3条関係）

消印番号	受領年月日	・	手数料確認
(収入証紙貼付欄)			

宮城県知事 殿 年 月 日

住 所 Tel  
フリガナ  
氏名  
(法人につては 法人の名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名)  
年 月 日生

加工業登録申請書（新規・継続）

食品衛生取締条例第3条の規定により、次のとおり申請します。

Tel

-

-

営業所の所在地 (電話番号)	Tel	-
営業所の名称、屋号又 は商号		
営業設備の大要 別紙のとおり		
管 理 番 号	登録番号及びその年月日	加工業の種類 (区 分)
1		
2		
3		

○飯城縣諭令甲第1号		
食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令を次のようじ定める。		
平成二十六年三月十一日		
三 井 田		
宮城県知事 村 井 嘉 浩		
食品衛生法等取扱規程（昭和二十九年宮城県諭令甲第七号）の一部を次のよへに改正する。		
食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令		

（注意） 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
2 「登録番号及びその年月日」の欄は、継続して登録を申請する場合にのみ現に受け  
てある登録の番号及びその年月日を記載すること。  
3 「申請者の欠格事項」の欄の「申譲者」は、法人につては、その業務を行ふ役員  
を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記  
載すること。  
4 営業設備の大要是、別紙とすることとし、その大きさは、日本工業規格A列4番と  
すること。

や

3 そ族こん虫からの防ぎよ施設及びその補修はよいか。		
4 周囲は勾配があり、排水が良く掃除しやすいか。		
5 使用に便利で適当な洗浄設備があるか。		
6 その目的に応じて十分な大きさ及び数があるか。		
7 動かし難い設備が適当に配置されているか。		
8 容易に掃除できる構造か。		
9 補修は良いか。		
10 可動施設として衛生的な貯蔵設備があるか。		
11 適当な温度及び圧力の調節設備があるか。		
12 使用に便利で、安全な給水設備があるか。		
13 汚物処理の設備は良いか。便所は清潔か。		

い改める。

様式第一号

8 機械器具を衛生的に保管する設備があるか		
9 機械器具は常に適正に使用できるよう整備されているか		
10 食品を加熱、冷却又は保管するための設備は、適当な温度又は圧力の調節設備があり、かつ常に使用できる状態に整備されているか		
11 給水設備は適当な位置及び構造で、飲用適の水を供給できるか。使用水の管理は適切に行われているか		
12 便所は衛生的な構造で、常に清潔に管理されているか		
13 廃棄物及び排水は適切に処理されているか、廃棄物の保管場所は適切に管理されているか		

## 監 督

(施行期日)

1 ノの訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式第一号は、当分の間、改正後の様式第一号とみなす。

## 附 彙

## ○頃城県知示第四八十一号

平成二十五年宮城県告示第八号（南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例）の一項を次のよつに改正す。

平成二十六年三月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

第三十四号の次に次の「号」を加へる。

## 11十五 谷川浜・祝浜地区 (石巻市谷川浜字風越山の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十二条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えらるるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十二条第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第十二項第一号の二の規定は、適用しない。

1 施設は適当な位置にあり、使用目的に適した大きさ及び構造か。		
2 床、壁、天井は、清掃しやすい構造・材質ですか。施設内の採光、照明及び換気は十分ですか。		
3 施設内に適当な手洗い設備及びその他の洗浄設備があるか。		
4 食品を取り扱う場所の周囲は清掃しやすい構造ですか。食品をかつ適度な勾配があり、適切に排水できるか。		
5 食品の種類及びその取り扱い方法に応じて十分な大きさ及び数の設備、機械器具があるか。		
6 動かし難い設備、機械器具は、食品の移動を最小限度にするよう適当な場所に配置されているか。		
7 設備、機械器具は、容易に清掃できる構造か		

規則	読替え前	読替え後
第十一条第四項第二号	二階建	三階建
第十一条第四項第四号	千平方メートル 十メートル	十三メートル
「第三種特別地域」の中欄 「第三種特別地域」の下欄の表中	二十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中	六十パーセント	三百三十平方メートル
第十一条第九項第三号	三百三十平方メートル	三百三十平方メートル
第十一条第九項第七号口	千平方メートル 三百三十平方メートル	千平方メートル 三百三十平方メートル

## ○宮城県告示第百八十二号

県営氣仙沼地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業））変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年三月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 縦覧期間
- 三 縦覧場所

平成二十六年三月十一日から平成二十六年四月九日まで

○宮城県告示第百八十三号  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。  
平成二十六年三月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

平成二十六年三月四日

一 处分を行つた地区的名称  
小川地区

二 处分の年月日

○宮城県告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の一第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年三月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 解除予定保安林の所在場所

塩竈市字越ノ浦一四六の二一四

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

○宮城県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年三月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
牡鹿郡女川町塚浜字前田一一九の二（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
電気工作物施設用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 東和登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		前後(変更の敷地の幅員(メートル))		後(変更の敷地の延長(メートル))	備考
後A	B	A	八・〇・六	一一一・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			二・〇・〇	一一七六・〇	
			八・〇・六	一一一一・〇	

## 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従つて傍聴しなければならない。

平成二十六年三月十一日

宮城県教育委員会

委員長 庄子晃子

(政党の支部)

自由民主党高清水支部  
報告年月日 25.12.12

## 選挙管理委員会

○選挙管告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年三月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝  
政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

- 一日 時 平成二十六年三月十七日 午後四時
- 二 場 所 教育委員会会議室
- 三 事 件

- 1 職員の人事について
- 2 教育功績者表彰について
- 3 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について
- 4 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について
- 5 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について
- 6 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について
- 7 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について
- 8 県立学校の管理に関する規則の一部改正について
- 9 宮城県文化財保護審議会部会委員の人事について

1 収入総額	327,520	光熱水費	120,000
前年繰越額	257,083	備品・消耗品費	164,900
2 支出総額	70,437	事務所費	300,000
3 本年収入の内訳	86,621	5 寄附の内訳 (個人分)	
個人の党費・会費		千葉 達	1,200,000 仙台市若林区
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	(9人)		
自由民主宮城県支部連合会	50,000	(政治団体分)	
その他他の収入	50,000	年間五万円以下のもの	50,000
一件十万円未満のもの	37	(その他の政治団体)	
4 支出の内訳	37	大沼かつみ後援会	
経常経費	13,000	報告年月日 25.12.12	
備品・消耗品費	13,000	1 収入総額	0
政治活動費	73,621	2 支出総額	0
組織活動費	73,621	加藤宗郎後援会	
(資金管理団体)		報告年月日 25.11.26	
地域社会研究会		1 収入総額	0
資金管理団体の届出をした者の氏名 千葉 達		2 支出総額	0
資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員		佐藤講英後援会	
報告年月日 25.12.5		報告年月日 25.12.19	
1 収入総額	1,427,018	1 収入総額	0
前年繰越額	177,018	2 支出総額	0
本年収入額	1,250,000	千葉とおる後援会	
2 支出総額	1,304,900	報告年月日 25.12.5	
3 本年収入の内訳		1 収入総額	0
寄附	1,250,000	2 支出総額	0
個人分	1,200,000	やつむつお後援会	
政治団体分	50,000	報告年月日 25.12.6	
4 支出の内訳		1 収入総額	33,839
経常経費	1,304,900	前年繰越額	33,839
人件費	720,000	2 支出総額	0